看護職員の負担の軽減及び処遇改善の取り組み

(1) 看護職員の負担の軽減及び処遇改善に関する責任者

看護部長：三船敬恵

(2) 多職種による委員会（看護職員負担軽減委員会）を設置・開催（年1回以上）し、「看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する計画」を策定し、定期的に評価・見直しを行う。

(3) 看護職員の勤務時間の把握等

・仮眠2時間以上確保

・夜勤勤務時間16時00分から9時30分までとする（申し送り含む）。

・夜勤前後の時間外勤務なし

・夜勤後の暦日に休暇及び翌日の休暇の実施

(4) 看護職員と他職種との業務分担

・薬剤師：調剤業務、他科薬の一包化、薬の変更についての情報提供

・精神保健福祉士：入院時の生活実態把握や退院に向けての生活指導及び社会復帰の促進に必要な援助の実施

(5) 看護補助者の配置

看護職員の確保が難しい実態であるため、看護補助者配置10名程度確保

(6) 短時間正規雇用の看護職員の雇用

短時間勤務者の雇用の確保を図る

(7) 妊娠・子育て中の看護職員に対する配置

妊娠中及び子育て中の夜勤の減免実施や育児時短勤務の実施

(8) 夜勤勤務負担の軽減

・夜勤時間16時間未満実施

・夜勤従事者の確保に努める（ハローワーク・民間紹介会社等の活用）

(9) 職員等に対する周知

院内掲示・カンファレンス開催時等

令和6年5月10日　　医療法人社団厚北会　吉本病院